肝付町指定給水装置工事事業者　各位

肝付町水道事業管理者

　　　水道課長　吉井英雄

水道法の一部改正に伴う

指定給水装置工事事業者制度の更新制導入について（通知）

　日頃より、肝付町の水道事業に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、水道法の一部が改正されたことに伴い、2019（令和元）年10月1日より指定の更新制が導入されました。

この改正法により、指定の有効期間が従来の無期限から５年間となることから、指定給水装置工事事業者様におかれましては、有効期間内での更新手続きが必要となります。

初回の更新時期につきましては、政令の規定に基づき、従前の制度で指定を受けた日によって、更新までの有効期間が異なりますので、該当する期間をご確認の上、期間内での手続きをお願い致します。

１　有効期間及び更新の受付期間

|  |  |
| --- | --- |
| 肝付町より指定を受けた日 | 初回更新までの指定の有効期間 |
| 平成10年4月1日　～　平成11年3月31日 | 2020（令和2）年9月29日までの１年間 |
| 平成11年4月1日　～　平成15年3月31日 | 2021（令和3）年9月29日までの２年間 |
| 平成15年4月1日　～　平成19年3月31日 | 2022（令和4）年9月29日までの３年間 |
| 平成19年4月1日　～　平成25年3月31日 | 2023（令和5）年9月29日までの４年間 |
| 平成25年4月1日　～ 令和 元年9月30日 | 2024（令和6）年9月29日までの５年間 |

２　申請時に必要な提出書類及び持参するもの（水道法第25条の2を準用）

　　（1）様式第１号（新規指定時の申請書と同様）

　　（2）様式第２号（欠格要件に該当しないことの誓約書）

　　（3）機械器具調書

　　（4）定款及び登記事項証明書（法人）又は住民票の写し（個人）

　　（5）給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの（免状又は技術者証の原本もしくは写し）

　　（6）事業者証の返納

３　肝付町が確認する項目（給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について）

　　【確認する内容】

（1）様式第３号

　　　①　指定給水装置工事事業者の業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等）

　　　②　給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況

　　　③　適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

※1号、2号、3号及び機械器具調書の様式は町ホームページより取得できます。

４　更新制度に関するお問い合わせ先

肝付町役場　水道課配水係

担当　松山・松元

電話　0994-65-8415